

東京都内の各管理者の橋梁・トンネル・道路附属物等の点検実施数（速報値）は次表の通り。

## <令和4年度管理者別点検状況>

R4 点検実施数			
施設名 管理者名	橋梁	トンネル	道路附属物等
国土交通省	47	3	105
高速道路会社	54	18	173
東京都	274	0	22
区市町村	805	17	76
合計	1,180	38	376

道路附属物等：シェッド・大型カルバート・横断歩道橋・門形標識

# 令和4年度点検結果(橋梁)

※R5第1回東京都メンテナンス会議限り

東京都内の橋梁の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は1橋（0.1%）、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は79橋（6.6%）、また、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は714橋（60.0%）

## <令和4年度管理者別点検結果（橋梁）>

管理者	点検実施数	判定区分内訳			
		I	II	III	IV
国土交通省	47	17	17	13	0
高速道路会社	54	8	41	5	0
東京都	274	54	201	19	0
区市町村	805	307	455	42	1
合計	1180	386	714	79	1

## <判定区分表>

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

# 令和4年度点検結果(トンネル)

※R5第1回東京都メンテナンス会議限り

東京都内のトンネルの点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）はなく、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は2本（5.3%）、また、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は26本（68.4%）

## <令和4年度管理者別点検結果（トンネル）>

管理者	点検実施数	判定区分内訳			
		I	II	III	IV
国土交通省	3	1	2	0	0
高速道路会社	18	6	12	0	0
東京都	0	0	0	0	0
区市町村	17	3	12	2	0
合計	38	10	26	2	0

## <判定区分表>

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

# 令和4年度点検結果(道路附属物等)

※R5第1回東京都メンテナンス会議限り

東京都内の道路附属物の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は1施設（0.3%）、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は59施設（15.7%）、また、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は151施設（40.2%）

## <令和4年度管理者別点検結果（道路附属物等）>

○道路附属物等とは、大型カルバート、シェッド、横断歩道橋、門型標識

管理者	点検実施数	判定区分内訳			
		I	II	III	IV
国土交通省	105	15	42	47	1
高速道路会社	173	130	39	4	0
東京都	22	5	16	1	0
区市町村	76	15	54	7	0
合計	376	165	151	59	1

## <判定区分表>

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

# 令和5年度点検計画(予定)

※R5第1回東京都メンテナンス会議限り

東京都内の令和5年度の各施設の点検計画は、橋梁が1,481橋、トンネルが87本、シェッド1箇所、大型カルバート55箇所、横断歩道橋82橋、門型標識258基。

R5点検計画						
施設名 管理者名	橋梁	トンネル	道路附属物等			
			シェッド	大型カルバート	横断歩道橋	門型標識
国土交通省	60	0	0	5	50	36
高速道路会社	140	16	0	0	2	180
東京都	308	48	1	41	0	36
区市町村	973	23	0	9	30	6
合計	1,481	87	1	55	82	258

# 東京都における各施設の老朽化対策の状況

※R5第1回東京都メンテナンス会議限り

2022年度末時点で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況										
	管理者	措置が必要な施設数※2	措置に着手済の施設数	措置完了済の施設数						
					0%	20%	40%	60%	80%	100%
橋梁	国土交通省	103	73	4		67%		4%		
	高速道路会社	42	33	7		62%		17%		
	東京都	92	51	9		46%		10%		
	区市町村	230	93	60		14%		26%		
トンネル	国土交通省	0	0	0	0%					
	高速道路会社	7	5	1		57%		14%		
	東京都	21	21	14		33%		67%		
	区市町村	6	1	1		17%				
道路附属物等	国土交通省	210	161	16		69%		8%		
	高速道路会社	17	8	6		12%		35%		
	東京都	80	35	13		28%		16%		
	区市町村	30	14	6		27%		20%		

道路附属物等：シェッド・大型カルバート・横断歩道橋・門形標識